知名町アグトラスト基金活用事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、集落及び団体（以下「団体等」という。）が、持続的に行うボランティア活動等を通じ、地域の活性化を目指し自主的かつ将来を見据え自立的に活動することを支援し、その経費に対し補助金を交付することについて知名町補助金等交付規則（令和４年知名町規則第２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助対象となる事業は次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1)　地域の伝統芸能や伝統文化の保存及び伝承活動

(2)　地域の自然環境の保全や地域の美化・緑化活動

(3)　地域の課題を解決するための様々な取組

（補助の対象者）

第３条　補助の対象者は、次の各号の全てに該当する団体等とする。

⑴　責任者が明確であり、代表者の住所及び団体等の事務所の所在地が知名町内であること。

⑵　補助金交付事業について十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有する団体等であること。

⑶　同一の補助対象事業について、別の補助金を併せて受けない団体等であること。

⑷　次のいずれにも該当しない団体等であること。

ア　宗教活動や政治活動を目的とする団体等

イ　特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦、支持又は反対することを目的とする団体等

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う団体等

エ　営利を目的とする団体

（補助対象期間）

第４条　補助の対象となる期間は、交付決定の日から翌年２月末日までとする。ただし、単年度での成果が難しい事業については複数年度の期間を認める。

（補助対象経費）

第５条　補助金交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、予算の範囲内において交付するものとし、次のとおりとする。

<table>
<tr><th>対象事業</th><th>補助対象経費</th><th>補助率</th><th>限度額</th></tr>
<tr><td>地域の伝統芸能や伝統文化の保存及び伝承活動
地域の自然環境の保全や地域の美化・緑化活動
地域の課題を解決するための様々な取組</td><td>事業に直接かかる経費
※　事業のみに使用されているものと明確に区別できない経費は対象外とし、原則、著名人（芸能人・スポーツ選手等）の招へいに関する旅費、視察研修及び大型機械・車両等の購入費は対象外とする。ただし、活動をより効果的に行う機器のリース等は対象とし、備品購入等については、原則、一品５万円未満とする。</td><td rowspan="2">補助対象経費の全額

ただし、個人・法人等の資産形成に資する経費は対象外とする。</td><td rowspan="2">１事業につき500千円</td></tr>
<tr><td>上記以外の事業</td><td>事業に直接かかる経費
※事業のみに使用されているものと明確に区別できない経費は対象外とする。</td></tr>
</table>

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする団体等の代表者（以下「補助申請者」とする。）は、知名町アグトラスト基金活用事業補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる必要書類を添えて町長に提出するものとする。

(1)　事業計画書（別紙１）

(2)　収支予算書（別紙２）

(3)　事業の実施体制（別紙３）

(4)　応募団体等の概要（別紙４）

(5)　その他町長が必要と認める書類

２　補助金交付申請書の提出期限は、町長が別に定める日とする。

（選定委員会）

第７条　町長は、前条による申請内容を審査するため、知名町アグトラスト基金活用事業選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、委員会は申請内容を知名町アグトラスト基金活用事業選定委員会審査要領に基づき審査をする。

２　委員会は、副町長、教育長、社会福祉協議会長、文化協会長、青少年連絡協議会長、区長会長の６人で組織し、町長が委嘱するものとする。

３　委員会に委員長を置き、副町長をもって充て、委員長に事故がある時は、教育長がその職務を代理する。

４　委員会が行う審査会(以下、「審査会」という。)は、委員長が招集し、これを開催する。

５　審査会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の過半数により決定する。ただし、事情により審査会の開催が困難な場合には、書面にて委員全員の審議により議事を決定することができる。

６　委員が申請団体に属する場合は、委員会から除くものとする。

７　応募申請者は、委員会から事業に対する説明を求められた場合は、委員会が行う審査会において事業の説明を行わなければならない。

（補助団体の決定について）

第８条　町長は、前条による選定委員会の答申に基づき、補助金を交付すべきものと認めたときは、知名町補助金等交付決定通知書（第２号様式）により補助申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　前条の交付決定を受けた補助申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、知名町アグトラスト基金活用事業実績報告書（第２号様式）に次に掲げる必要書類を添えて提出するものとする。

(1)　事業活動実績書（別紙５）

(2)　収支決算書（別紙６）

(3)　対象経費の支出を証する帳票等（領収書等）の写し

(4)　事業に関連する写真並びに事業で作成した報告書、資料及びチラシ等

(5)　その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第 10 条　町長は、規則第 15 条の規定により補助金の額を確定したときは、知名町補助金等交付確定通知書（第６号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第 11 条　前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知名町アグトラスト基金活用事業補助金交付請求書（第３号様式）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、特に必要があると認めるときは、第８条による交付決定後、補助金の交付決定額の範囲内において、概算払により交付することができる。

３　前項の概算払を受けようとする補助事業者は、知名町アグトラスト基金活用事業補助金等概算払請求書（第４号様式）を町長に提出しなければならない。

（決定の取消）

第 12 条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の決定を取り消すことがある。

(1)　偽りその他不正な手段により決定を受けたとき。

(2)　その他この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返納）

第 13 条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の返納を求めることがある。

(1)　偽りその他不正な手段により補助金を受領したとき。

(2)　第３条による補助対象者の条件を満たすことができなくなったとき。

（運営状況報告書の提出）

第 14 条　補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から３年間知名町アグトラスト基金活用事業運営状況報告書（第５号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の経理等）

第 15 条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の事実を明らかにした証拠書類を整理しかつ、これらの書類を補助事業が終了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（雑則）

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は令和６年12月12日から施行する。